

関係各位

名寄市消費生活センター

身に覚えのない「訴訟最終通告書」のハガキに注意！

事例

自宅に「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」と題するハガキが届いた。料金の未払いがあり、裁判の手続きが進んでいる。期日までに連絡しないと財産などが差し押さえられる内容が書いてある。身に覚えがないがどうしたらよいか。
(市内50代女性)



消費者へのアドバイス

- 3月末から市内近郊で同様の相談が急増しています。
- ハガキの差出人は「民事訴訟管理センター」となっておりますが、裁判所から送付したものではありません。
- ハガキには、「民事訴訟による訴状が提出されている」「連絡しなければ財産を差し押さえる」などと書かれており、ハガキを受け取った人を不安にさせ、連絡させるように仕向けています。
- 連絡すると電話番号などの個人情報を知られ、お金を要求される恐れがありますので、絶対に連絡しないで無視をしましょう。
- 心配な時は、消費生活センターか24時間対応の警察相談ダイヤル#9110まで相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日